

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(案)に関する御意見の募集について

令和 6 年 3 月
厚生労働省医薬局
医薬品審査管理課
化学物質安全対策室

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(案)について、下記のとおり御意見を募集いたしますので、御意見がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

記

1. 御意見の募集の対象

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)

2. 意見募集期間(意見募集開始日及び終了日)

令和6年3月18日(月)～令和6年4月16日(火) ※終了日必着とします。

3. 資料入手方法

(1) 以下のウェブサイトに掲載

【電子政府の総合窓口(e-Gov)】 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(2) 窓口での配付

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

4. 意見提出方法

別添の意見提出用紙の様式に従い日本語で記入の上、以下いずれかの方法で御提出ください。

なお、電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームから御提出ください。

(2) 電子メール

意見提出用紙に記載の必要事項をメール本文に御記入いただいた上、「5. 意見提出先」のメールアドレス宛てにお送りください。

※ 判別のため、電子メールの件名は『「有害物質を含有する家庭用品の規制

に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」に対する意見』と明記して提出してください。

※ ウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。意見提出用紙に記載の必要事項を必ずメール本文に直接御記入ください。

（３）郵送

必要事項を記入した意見提出用紙（Ａ４判の用紙）を「５．意見提出先」宛てにお送りください。

※ 業務効率化の観点から、御意見はなるべく上記（１）又は（２）の方法で御提出をお願いいたします。

5. 意見提出先（電子メール又は郵送の場合）

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力」より提出を行ってください。

（２）電子メールまたは郵送の場合

○厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL：03-5253-1111（内線 2423）

E-mail：chem-health※mhlw.go.jp

※スパムメール防止のため、@を※としております。送信の際には恐れ入りますが、@（半角）に変換し、お送りください。

6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

(別添)

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室 宛

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(案) に関する御意見

[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住 所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	